

天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 5

【第三室】天平びとの声を掘る

展示期間 I 二〇一〇年 九月二十五日(土)―一〇月一日(月)

II 一〇月三日(水)―一〇月二十五日(月)

III 一〇月二十七日(水)―十一月七日(日)

a 不完全な文字を読む

128 越の国(越中国か)産の綿に関する木簡

(SA三三六二出土、『平城宮木簡』二、二六六四)

(二カ)

調綿

□越白綿二百屯調綿二百屯

長さ〇二二二・幅二五・四 〇八一型式

綿は、蚕の繭から作った絹の一種、真綿のこと。

越は現在の福井県から新潟県にかけての日本海沿岸地域の呼称で、七世紀末に越前・越中・越後三国に分かれたとみられる。『延喜式』には越中国が納める調の品目として、白晝綿、白細屯綿がみえ、正倉院文書にも越中国が納めた綿に付けられた紙の荷札(紙箋)が伝えられており、綿は越中国(現在の富山県)の特産品の一つだった。他に綿を特産品とする地域としては西海道諸国があり、平城宮跡からも荷札木簡が見つかつて

いる。しかし、この木簡は原形をとどめておらず、また書式からみても荷札ではなく、越白綿の管理や出納に関わる平城宮内の役所で作られた木簡の可能性が高い。

129 若狭国からの荷札2

(SK三三二三出土、『平城宮木簡』二、二七〇五)

若狭国遠敷郡

□□

長さ(一四二)・幅三一・四 〇三九型式

若狭国遠敷郡から納められた租税の荷札。若狭国の荷札には、調の塩と、實の海産物が知られており、いずれかの荷札であろう。地名のサト名以下、あるいは人名以下を二行割書にするのが若狭国の荷札の特徴で、この木簡もサト名以下を二行に記している。

木簡上下両端部の右辺のみに切り込みがあり、左辺は下部は原形をとどめず不詳だが、上部には明らかに切り込みがない。切り込みが一边のみの形状の荷札はきわめてめずらしい。

130 人数の記された木簡の断片

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、六二三)

(表)

(裏) □ □ 右三人

長さ(三二二)■・幅(二〇)■・厚さ七■ ○八一型式

上下兩端とも折れており、元は長大な文書本間だったとみられる。複雑な折り付けて文字が書かれ、かつ筆致の異なる墨痕もあるから、不要になった後で余白に文字の練習をしたのとして、縦に細く割り裂いて錦木（古代のトイレットペーパー）の二次利用したものらしい。

さまざまな文字の姿

135 某国からの荷札

(S D二七〇〇出土。『平城宮木簡』二、二二一〇〇)

須佐里丹比部百嶋

長さ二一八■・幅二三■・厚さ三■ ○三三型式
荷主は丹比部百嶋。

「丹」字には、上に「ノ」の一面がある。「子」や「私」の「ム」に「ノ」の一面を加える例はよくあるが、「丹」字ではめずらしく、独特な書き方か。「百」字の「白」部分も大きく右に傾き「タ」のように見える。「嶋」字の山偏は極端に小さく左上に書かれる。このような事例はよく見られる。

また、「部」の字は、「𠂔」のみをさらにくずして、片仮名のマ・アのように見え、¹³⁶も同様で、この他の木簡にも多く見られる。平城宮木簡以前の時期から使われている。

136 長屋王邸に仕える人の支給木簡

(S D四七五〇出土。『平城京木簡』一、二六二)

（妻）丈部万呂米半升受

(裏) 廿七日 石角

長さ(一七六)■・幅二四■・厚さ三■ ○五一型式

長屋王邸で働く大部万呂に米を支給すること、支給の責任者が石角であることが書かれた木簡。「万呂」の二文字は、「呂」が「古」の最終画とくっつき、ほとんど縦棒のようになっている。「古代の男性名には、『万呂』『麻呂』がよく使われるが、このような書き方がよく見られる。『升』には、右に「一」がある。これは、形がよく似た、同じく量を数える言葉『斗』の字と区別するためにつけられていると思われる。

137 雅楽寮（？）の官人の名前が記された木簡

(SD三二五四出土。『平城宮木簡』二、二七二八)

(表)

合笙師一人	以上二人
山老万呂、山田豊貞	
万呂	

(裏) □月□日 田辺縣万呂

三

長さ(二六〇)■・(二四)■・厚さ六■ ○八一型式

数名分の名前を列挙した木簡。雅楽寮に關係する官人達の名前か。**136**と同様に、表面の「万呂」の「呂」が、かなり省略されている。また、裏面の字が半分しかみえないが、当時の「鼎」は右に「系」がつくので、この木簡でもそのように書かれていた可能性が高い。

天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート
6

【第三室】 天平びとの声を読む

展示期間 I 二〇一〇年 九月二五日(土)―一〇月二一日(月)

一〇月一三日(水)——一〇月二五日(月)

一〇月二七日(水)―十一月 七日(日)

C形から内容を探る

紐を通して束ねて保管した木簡3

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、二六六)

(表)政人三米^三升受古万呂十六日麻呂。

(裏)少書吏

長屋王家の米支給の伝票木簡の一点。政人（邸内の事務担当者）三人に一人あたり一升（今の約四合、六〇〇グラム）が支給されている。

上端と下端には木簡を束ねて保管する際の紐通しの孔がけられている。文字を避けている様子はなく、このほかに上端のみや下端のみに穿孔のあるものもある。比較的场所当たりに穿孔して用いている様子である。

160 「田村」の小型付札

（SD三三六出土。『平城宮木簡』二、二五八九）

(表) 田村

同力

長屋王邸で働く奴婢の管理に用いられた木簡。名と年令のみを記すが、具体的な使用法は不明。布刀女と記す木簡は他に削屑が一点のみ。あるいは、「太女」と同一人物か。

長屋王邸の奴婢の管理の木簡には、個人カードの木簡、名前と続柄を記す歴名木簡、そして140（1期展示）のような個人照合のための画指木簡など、さまざまなタイプの木簡が用いられていた。

長さ五三〇・幅二七〇・厚さ三〇 ○三二型式

小形の付札。田村は藤原仲麻呂の田村第あるいは田村宮と關係するか。両側に切り込みをもつ他、上部に穿孔も有する。

想像をたくましくするならば、当初穿孔に紐を通して用いられていたが、後により太い紐を用いるようになって、あらたに切り込みの加工がなされたのであろうか。

159 奴婢の個人カードの木簡3

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、四二〇)

布刀女
年卅六

毎年の勤務評定に用いられる個人カードの木簡³

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、四〇二)

无位王難波麻呂

年卅二
右京

長さ一八五■・幅二二■・厚さ一一■ ○一五型式

王難波麻呂という、平城京右京に本貫地(戸籍の所在地)がある人物の勤務評定用の個人カードの木簡。出勤日数や勤務評定が書き込まれる以前の状態である。王難波麻呂は他に知られない。

側面にあけられた孔は並べ替えて利用するためのもので、複数の木簡に紐を通し、順序を固定して保管された。

題籤軸木簡⁷

(SD四一〇〇出土。『平城京木簡』四、三七六〇)

資人放出

長さ二四二■・幅三三■・厚さ五■ ○六一型式

式部省の勤務評定木簡とともに見つかった題籤軸(見出し付きの文書の軸)の題籤部分。軸の途中で折れる。軸部も板状のまま、加工は比較的粗い。

資人は貴族に国から付けられる従者。「放出」は、本主(資人が配属された貴族)が死去した場合など、資人の身分を失うことをさす。

題籤軸木簡⁸

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四九九七)

(表)北倉雜物帳

(裏)天平八年二月十日

長さ六七■・幅二五■・厚さ四■ ○六一型式

北倉に収納してあるさまざまな物品の出納帳簿の軸として用

「封」とのみある封緘木簡²

(SD五三〇〇出土。城24-33上)

封 封

長さ一〇三■・幅一七■・厚さ三■ ○三二型式

これは封緘と呼ばれる木製品で、一枚の材を表裏一枚に刺ぎ、間に紙などをはさんで機密性を高めるためのものである。開封を防止するために、紐を掛けた上から「封」と墨書している。封の両文字が切り込み部分で横に白く抜けているのはそのため。ただしこの木簡の場合、紙をはさんだにしては短いのでもっと小さなものに封をしたのであろう。封とある面は丁寧に加工してあるが、当然のことながら裏は表面が粗い。本来はこれと対になる裏側の材があったはずだが、見つかっていない。

習書の書かれた文書の箱の蓋

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、五〇〇四)

阿刀連飯主(墨画・天地逆)「ヤ」

飯主

長さ三二〇■・幅六〇■・厚さ一五■ ○六一型式

不要になった文書箱の蓋に、文字や絵を落書きしている。阿刀飯主は、藤原麻呂邸で働く資人の一人。148の文書箱(1期展示)の蓋にも自分の名を習書しており、文書を管理する仕事を担当していたのかも知れない。墨画は天地逆に描かれているようで、火炎ないし蓮の花のようにみえる。

d 科学の力・赤外線的威力

170 表裏で異なる品目を記す志摩国からの荷札

(S D三一五四出土。『平城宮木簡』二、二七七六)

(表) 志摩国英虞郡船越郷

戸主大伴部□□
海松六斤

(証カ) (戸口同部カ)

(裏) 志摩国英虞郡船越郷

戸主□□直在□□□□小足
御調熱海鼠八斤十□□

長さ二五五■・幅三八■・七■ ○三二型式

志摩国英虞郡から納められた租税の荷札。表裏両面に記載があり、しかも内容が異なるという稀有の事例(表裏ほぼ同文のものとしては、参河国の贊の荷札の事例がある(『平城宮木簡』一、三六七))。

両面とも船越郷だが、貢進者は大伴某と証某、品目は海松と熱海鼠となっていて表裏で異なっており、全くの別の荷札記載とみざるを得ない。どちらかの記載の荷札として作成したものを、もう一方の記載の荷札に転用したものであろう。その際、故意にか失念してかは不明だが、元の記載が削られずに残ったのである。上下両端に切り込みがあつて荷物に固定できる形状なので、これでも支障はなかったのだろう。

参河の贊の荷札の事例は、脱字に気付いて裏面に書き直したもののようだが、この木簡の場合は、使用しなかった荷札を再利用したことになる。あるいは「在在」の部分に重複部分があつて使用しなかった可能性もある。貢進者が別人であることは、荷札を貢進者本人が書いているわけではない動かぬ証拠であり、一般には郡の役所(耶家)の果たした役割が大きかったとみられている。

171 年号のある進上木簡

(S K八二〇出土。城38-15下)

(表) 進上

大枕□□

(裏)

天平十八年九月□□日

長さ二六六■・幅二二二■・厚さ三■ ○一九型式

物品の進上状の木簡。進上と書き出したあと、割り付けからみると物品名を二行割書きで記していたのであろう。原形は幅三センチほどの木簡だったとみられる。大枕は、文字通り大型の枕の意味にもとれるが、釘と大枕が同時にみえる木簡があり(『平城宮木簡』六、一〇八七〇号)、何らかの建築部材の可能性もある。